

## 議提第8号

### 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について

会議規則第14条の規定により、北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和7年12月19日 提出

提出者	北本市議會議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議會議員	斉 藤 章
賛成者	北本市議會議員	桜 井 卓
賛成者	北本市議會議員	今 関 公
賛成者	北本市議會議員	青 野 康
賛成者	北本市議會議員	小久保 博
賛成者	北本市議會議員	毛 呂 一
賛成者	北本市議會議員	岡 村 有
賛成者	北本市議會議員	湯 沢 美
賛成者	北本市議會議員	島 野 和
賛成者	北本市議會議員	高 橋 誠
賛成者	北本市議會議員	永 井 司
賛成者	北本市議會議員	村 田 裕
賛成者	北本市議會議員	滝 瀬 光
賛成者	北本市議會議員	中 村 一
賛成者	北本市議會議員	現 王 子
賛成者	北本市議會議員	園 訪 昭
賛成者	北本市議會議員	諏 大 孝
賛成者	北本市議會議員	訪 嶋 幸
賛成者	北本市議會議員	達 工 謹
賛成者	北本市議會議員	藤 日 出 夫

北本市議會議長 保 角 美 代 様

## 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。